



平成 28 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 シーシーエス株式会社
代表者名 代表執行役社長 各務 嘉郎
(コード: 6 6 6 9・東証 J A S D A Q)
問合せ先 経営企画部門執行役員 梶原 慶枝
(TEL. 0 7 5 - 4 1 5 - 8 2 8 0)

**監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）及び
定款の一部変更並びに臨時株主総会開催及び付議議案決定に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 5 月 12 日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 28 年 8 月上旬に臨時株主総会を開催する予定である旨をお知らせいたしましたが、平成 28 年 5 月 26 日付「オブテックス株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 28 年 5 月 31 日をもってオブテックス株式会社（以下「オブテックス」といいます。）の連結子会社となりました。

当社は、オブテックスグループの一員として、グループ内の事業シナジーを早期に具現化し、より一層の企業価値向上を目指すために、新たな体制を構築することが必要であると判断し、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行、決算期及び定款の一部変更並びに臨時株主総会の開催及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

I. 監査等委員会設置会社への移行

1. 移行の理由

当社は、平成 21 年 10 月に、経営監督機能の強化、経営の透明性及び機動性の向上を目的として指名委員会等設置会社に移行し、健全なコーポレート・ガバナンスを実践してまいりました。今般、オブテックスグループの一員となったことに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスのあり方を再検討した結果、グループ内の連携を強化し、経営効率を高めると同時に、これまで同様に健全なコーポレート・ガバナンスを維持向上できる体制として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

2. 移行の時期

平成 28 年 8 月 3 日開催予定の臨時株主総会において、必要な定款一部変更についてご承認をいただくことを条件とし、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

II. 決算期の変更

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までと定めておりますが、オブテックスグループの一員として経営効率を高めるため、オブテックスと同様、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日を事業年度とすることといたしました。

2. 決算期変更の内容

現	在	毎年7月31日
変	更	後
		毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第24期は、平成28年8月1日から平成28年12月31日までの5か月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

第24期(平成28年8月1日～平成28年12月31日)の業績見通しにつきましては、平成28年9月に開示予定の平成28年7月期決算短信にて公表する予定です。

III. 定款の一部変更

1. 定款変更の理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う会社の機関、取締役に関する事項、その他関連する事項に関する所要の規定の変更と執行役に関する規定の削除等を行うものであります。なお、非業務執行取締役等との間の責任限定契約に関する規定の変更につきましては、会社法第427条第3項に定める各監査委員の同意を得ております。
- (2) 事業年度の変更及びこれに伴う所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社は、平成23年7月開催の臨時株主総会を経てA種優先株式の種類株式発行会社となりましたが、平成28年5月2日付の「優先株式の普通株式への転換に関するお知らせ」及び平成28年5月12日付の「自己株式(A種優先株式)の消却に関するお知らせ」に記載のとおり、A種優先株式を消却し、普通株式のみの発行会社となることを選択いたしました。これに伴いA種優先株式及び種類株主総会に関する規定を削除するものであります。
- (4) 事業年度の変更に伴い、第24期事業年度は、平成28年8月1日から平成28年12月31日までの5か月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。
- (5) 上記変更に伴う条文番号の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程(予定)

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成28年8月3日(水)
定款変更の効力発生日	平成28年8月3日(水)

IV. 臨時株主総会の開催及び付議議案

1. 開催日時

平成28年8月3日(水) 午前9時30分

2. 開催場所

京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
京都ガーデンパレス2階 葵の間

3. 付議議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以上

(別紙) 定款一部変更の内容

<新旧対照表>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案				
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> 3. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,005,103株</u>とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>1. 普通株式</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>2. A種優先株式</td> <td>5,103株</td> </tr> </table> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u></p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u>によって定める。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役の決定</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 A種優先株式</p> <p>(A種優先株式)</p> <p>第12条 当社の発行するA種優先株式の内容については、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 剰余金の配当 <p>当社は、平成23年8月1日に開始する事業年度以降の各事業年度において、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数(以下に定義する。)を乗じた額(計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てる。)の剰余金の配当を、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。なお、当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、平成23年7月31日に終了する事業年度に係る剰余金の配当を行わない。</p> <p>「基準日交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において、</p>	1. 普通株式	12,000,000株	2. A種優先株式	5,103株	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>監査等委員会設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,000,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議</u>によって定める。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、<u>取締役会</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
1. 普通株式	12,000,000株				
2. A種優先株式	5,103株				

下記4. に定める株式を対価とする取得請求を行なった場合にA種優先株式1株の取得と引換えにA種優先株主に交付される普通株式の数をいう。

2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき196,000円を支払う。A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成24年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「取得請求期間」という。)いつでも、法令の定める範囲内において、当会社に対して、次に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式を取得すると引換えに、請求対象普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、取得請求の日において、請求対象普通株式数が、当会社の発行可能普通株式総数から発行済普通株式数を控除して得られた株式数を上回る場合には、当会社は、当該株式数の範囲内において、A種優先株主に対して交付する普通株式の数が最大となるように、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

(ア) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記(イ)乃至(エ)で定める取得価額で除して得られる数(以下「転換時交付株式数」という。)とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従い、これを切り捨てた上同項に定める金銭(以下「転換時交付金額」という。)をA種優先株式の取得を請求したA種優先株主に交付するものとする。

(イ) 当初取得価額

取得価額は、当初、196,000円(以下「当初取得価額」という。)とする。

(ウ) 取得価額の修正

平成23年10月31日(以下「修正基準日」という。)において、修正基準時価(以下に定義される。)が当該修正基準日において有効な取得価額を下回った場合、取得価額は、修正基準日の翌日以降、修正基準時価に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。ただし、修正後取得価額が156,300円(ただし、下記(エ)に規定する事由が生じた場合、下記(エ)に準じて調整されるものとし、以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「修正基準時価」は、修正基準日(同日を含む。)までの直近の30連続取引日(以下、本(ウ)において「修正基準時価算定期間」という。)の東京証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、修正基準時価算定期間中に下記(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は下記(エ)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(エ) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(下限取得価額を含む。以下同じ。)を調整する。

(i) 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前

発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

（ii）普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

（iii）下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（エ）において同じ。）の取得と引換えに普通株式が交付される場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下同じ。）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数})}{\text{株式の数}} \pm \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{(\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

（iv）当社に取得させることによりまたは当社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（iv）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

（v）行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（v）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当た

りの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。ただし、本(v)による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)乃至(iii)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、取得価額の調整を行う旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日およびその他必要な事項を書面によりあらかじめ通知した上、取締役会が上記(a)に準じた調整として合理的と判断する方法により、必要な取得価額の調整を行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(iii) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由等により、当会社が取得価額の調整を必要と認めるとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(オ) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

三井住友信託銀行株式会社

(カ) 取得請求をしようとするA種優先株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求に係るA種優先株式を表示し、その他必要事項を記載した上、取得請求期間中に上記(オ)に記載する取得請求受付場所に提出しなければならない。

(キ) 取得の効力は、取得請求書が上記(オ)に記載する取得請求受付場所に到着した日の25日後(以下「取得日」という。)に発生し、当会社は、A種優先株式を取得し、当該取得請求をしたA種優先株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。ただし、取得日(同日を含まない。)までに下記7.(ア)に定める買戻日が到来した場合には、上記(カ)に定める取得請求書記載の取得請求に係るA種優先株式のうち、下記7.(ア)に定める現金取得通知記載の取得するA種優先株式については、本4.に定める取得請求権に基づく取得の効力は発生しない。

(ク) 当会社は、上記(キ)に記載する取得の効力発生後、当該取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、当会社普通株式が日本のいずれかの金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)において上場廃止が決定されたときまたは平成28年7月29日以降平成29年7月28日(同日を含む。)までの間、いつでも、法令および

分配可能額の範囲内において、当会社に対し、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、196,000円の金銭を当該A種優先株主に対して交付する。ただし、分配可能額を超えてA種優先株主から本5.に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合には、当会社は、分配可能額の範囲内において、取得請求されたA種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、当該取得請求に係るA種優先株式の一部を取得する。なお、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、取得請求がなされなかったものとみなす。

6. 普通株式を対価とする取得条項（強制転換条項）

(ア) 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日（以下「強制取得日」という。）をもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主に対して、その有するA種優先株式の数に196,000円を乗じて得られる額を、下記(イ)に定める強制取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(イ) 上記(ア)に定める強制転換の場合における取得価額は、強制取得日に先立つ5連続取引日（以下「強制取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする（以下「強制取得価額」という。）。なお、強制取得価額算定期間中に上記4.

(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.

(エ)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(ウ) 当会社は、取得の効力発生後、A種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 金銭を対価とする取得条項（現金取得条項）

(ア) 当会社は、上記4.に定める普通株式を対価とする取得請求をしようとするA種優先株主が上記4.(カ)に定める必要事項を記載した取得請求書を上記4.(オ)に定める取得請求受付場所に提出した場合に限り、当会社の取締役会が別途定める日（以下「買戻日」という。）の少なくとも15日前までに、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに買戻日、取得するA種優先株式の数およびその必要な事項を書面により通知（以下「現金取得通知」という。）および公告することにより、買戻日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、当該取得請求の対象となっているA種優先株式の全部または一部（ただし、発行済みのA種優先株式の総数の60%に相当する数（累計）を上限とする。）を取得することができるものとする。当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、下記(イ)に定める買戻し基準時価に上記4.(ア)に定める転換時交付株式数を乗じ、さらに上記4.(ア)に定める転換時交付金額を加算した金額に相当する金銭を交付するものとする。

(イ) 買戻し基準時価とは、現金取得通知の日に先立つ30連続取引日（以下「買戻し基準時価算定期間」という。）の東京証券取引所JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、買戻し基準時価が取得価額の2.2倍を超える場合は取得価額の2.2倍相当額とする。なお、買戻し基準時価算定期間中に上記4.(エ)に規定する事由が生じた場合、上記の終値の平均値は上記4.(エ)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

8. 金銭を対価とする取得条項（強制償還条項）

平成24年7月29日以降、当会社は、ある90連続取引日の東京証券

<p>取引所 JASDAQ市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）が、A種優先株式の取得価額の2.2倍を超えた場合、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の少なくとも35日前に、A種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式の全部または一部を取得する旨並びに強制償還日、取得するA種優先株式およびその必要な事項を書面により通知および公告することにより、強制償還日の到来をもって、法令および分配可能額の範囲内において、A種優先株式の全部または一部を取得することができるものとし、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、196,000円の金銭をA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して交付するものとする。</p>	
<p>（招集） 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</p>	<p>（招集） 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時招集する。</p>
<p>（定時株主総会の基準日） 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。</p>	<p>（定時株主総会の基準日） 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>（招集権者および議長） 第15条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、代表執行役がこれを招集し、その議長となる。 ②代表執行役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>（招集権者および議長） 第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ②取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>第16条～第18条（条文省略）</p>	<p>第15条～第17条（現行どおり）</p>
<p>第3章の2 種類株主総会</p>	<p>（削除）</p>
<p>（種類株主総会） 第18条の2 第14条、第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ②第17条1項の規定は、会社法第324条第1項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。 ③第17条2項の規定は、会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（取締役の員数） 第19条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5名以内とする。 ②当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p>
<p>（新設）</p>	
<p>（取締役の選任方法） 第20条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p>	<p>（取締役の選任方法） 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する。</p>
<p>②～③（条文省略）</p>	<p>②～③（現行どおり）</p>
<p>（取締役の任期） 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>（取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

<p>(取締役会の権限)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令または本定款に定めるほか会社の業務を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p> <p>②取締役会は、法令または本定款に定める一定の事項を除き、会社の業務の決定を執行役に委任することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当会社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除および非業務執行取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 委員会</p> <p>(委員会委員)</p> <p>第 29 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役会決議により取締役の中から選定する。</p> <p>(委員会規則)</p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。</p> <p>②取締役会の決議をもって、取締役社長 1 名、取締役専務、取締役常務その他取締役会で定める役付取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 22 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 当会社の取締役会の決議は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当会社は、<u>取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p>(取締役の責任免除および非業務執行取締役との間の責任限定契約)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p>第30条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会に関する事項は、法令、本定款のほか、各委員会が作成し取締役会決議により承認される委員会規則によるものとする。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>第6章 執行役</p>	<p>(削除)</p>
<p>(執行役の選任) 第31条 執行役は、取締役会において選任する。 ②取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(執行役の任期) 第32条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(執行役の責任免除) 第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期) 第35条 (条文省略) ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>	<p>(会計監査人の任期) 第34条 (現行どおり) ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(会計監査人の責任免除および会計監査人との間の責任限定契約) 第36条 (条文省略) ②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額を限度とする。</p>	<p>(会計監査人の責任免除および会計監査人との間の責任限定契約) 第35条 (現行どおり) ②当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第8章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>(事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。</p>	<p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第37条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p>

<p>② (条文省略)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p><u>(A種優先株式配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第40条の2 第40条の規定は、A種優先株式配当金の支払いについて、準用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>② (現行どおり)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第12条の規定にかかわらず、第23期事業年度に関する定時株主総会の招集については、なお従前の例による。</u></p> <p>第2条 <u>第13条の規定にかかわらず、第23期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日については、なお従前の例による。</u></p> <p>第3条 <u>第36条の規定にかかわらず、第24期事業年度は、平成28年8月1日から同年12月31日までとする。</u></p> <p>第4条 <u>当社は、平成28年8月開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>第5条 <u>附則第1条から第3条の規定は第24期事業年度の終了後、附則第4条及び本条の規定は平成28年8月開催の臨時株主総会終結時から10年が経過した後、これを削除する。</u></p>
---	---

以 上